

令和7年12月8日

食品ロス削減推進センター制度に御賛同いただける団体  
御担当各位

消費者庁 消費者教育推進課  
食品ロス削減推進室

令和7年度下期 食品ロス削減推進センター育成オンライン講座  
の開催について（案内）

日頃より消費者啓発、特に食品ロス削減の取組に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

消費者庁では、地域に根差した食品ロスに関する周知啓発や削減の取組を行っていただけ  
る「食品ロス削減推進センター（以下、センター）」制度を、令和4年度からスタート  
させました。

食や環境問題に一定の知見を有した食生活改善推進員や環境活動団体、また食品事業者や  
一般企業において食品ロス削減の取組をご検討されている方におかれましては、食品ロス削減  
推進センターとして御活躍いただきたいと考えております。

令和4年度から「食品ロス削減推進センター育成オンライン講座」を7期（計21回）  
開催したところ、大好評をいただきましたので、令和7年度下期も2月に開催することとし  
ましたので案内いたします。

つきましては、食品ロス削減推進センターとしての活動の御検討、及び御賛同いただけ  
る場合は、当該講座に御参加いただきますようお願い申し上げます。

なお、御参加にあたりましては、別添受講日程確認票に参加可能な日を御記入の上、【令  
和8年1月9日（金）】までに、以下メールアドレスへ直接回答くださいますようお願いい  
たします。

なお、受講希望団体には、教材「食品ロス削減ガイドブック」を最寄りの都道府県又は指  
定都市から送付予定です。申込みの際にいただいた団体のご住所等は、消費者庁から各都道  
府県又は指定都市へ情報提供させていただきますのでご了承ください。

別添 受講日程確認票「食品ロス削減推進センター育成オンライン講座」  
チラシ「令和7年度下期 食品ロス削減推進センター育成オンライン講座」

【問い合わせ先】

〒100-8958

千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階

消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室

担当：橋本、内海

電話：03-3507-9244（直通）

メールアドレス：no-foodloss-supporter@caa.go.jp

令和7年12月

食品ロス削減推進センター制度に御賛同いただける団体  
御担当各位

消費者庁 消費者教育推進課  
食品ロス削減推進室

## 令和7年度下期 食品ロス削減推進センター育成オンライン講座のプログラム

消費者庁は、地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、食や環境問題に一定の知識を有した団体の会員向けに、「食品ロス削減推進センター育成講座」を開催します。

本講座を受講し、簡易試験を受験後、消費者庁に御登録いただくことで、消費者庁は受講者を「食品ロス削減推進センター」に登録いたします。

ぜひ、御参加いただきますようお願い申し上げます。（申込締切：令和8年1月9日（金））

### 【講座プログラム】

日 時： 以下3回のうち、都合の良い1日を受講いただきます。

令和8年2月5日（木） 18:00～20:00（2時間）

令和8年2月6日（金） 10:00～12:00（2時間）※

令和8年2月6日（金） 14:00～16:00（2時間）※

※2月6日（金）は午前、午後 各1回（計2回）

開催方式： Zoom接続による講座

- ・各日、参加上限数500ユーザまで。
- ・開催日が近づきましたら、消費者庁又は消費者庁の請負事業者から接続URLを案内いたします。
- ・受講のための接続端末、回線等は、受講団体または受講者側でご用意ください。

プログラム： ・開会あいさつ

- ・食品ロス削減推進センター制度の説明
- ・テキストを使用した学習
  - －食品ロスの現状
  - －食品ロス削減の手法、参考事例の学習（消費者編・事業者編）
  - 等
- ・質疑

### 【講座に関する留意事項】

- ・過去に開催した講座と同様の内容です。既に受講した方、センター登録済みの方でも、再受講は可能です。なお、上限を超える受講希望者があった場合は、調整させていただく場合がございます。
- ・講座で使用する教材（食品ロス削減ガイドブック）は、最寄りの都道府県又は指定都市からお受け取りください。
- ・当該センターは単なる資格ではなく、地域において食品ロス削減の啓発・取組を行っていただくことを目的としています。団体の皆様におかれましては、御登録後、年1回程度、活動報告を行っていただくことになりますので、ご了承お願い申し上げます。

## 消費者庁開催「食品ロス削減推進センター育成講座」受講の流れ

### <講座の開催まで>

- ① 消費者庁が、都道府県及び指定都市に対して、講座の案内と受講者募集の依頼
- ② 都道府県、指定都市は、管轄下の市町村及び地域の活動団体等に対して、上記①の講座と受講者募集の案内
- ③ 受講希望団体等は、受講希望会員をとりまとめ、消費者庁に申込
- ④ 消費者庁は、受講希望団体の情報を団体が所在する都道府県又は指定都市にお知らせ
- ⑤ 都道府県又は指定都市は、消費者庁が既に提供しているガイドブックを、受講希望団体へ配付
- ⑥ 消費者庁は、講座の詳細を、受講団体窓口（代表）宛てにお知らせ
- ⑦ 受講希望団体は、受講者に講座の詳細を共有

### <講座の開催>

- ⑧ 消費者庁主催で、センター育成の主旨の説明、及びガイドブックを使用した育成講座を開催
- ⑨ 受講者は、受講後に、試験（問題・小論文）を各自受験

※試験の解答は、団体の代表者もしくはご本人でガイドブック等を参照しながら、採点していただきま  
す。解答が誤っていても、ガイドブックを再度確認し、復習していただくことで、再試験等は必要ござ  
いません。小論文も、センターとしての目標を明確に記載いただくことで、センターの活動の  
際の意識付けをしていただきます。このため、試験（問題＋小論文）の合否は、特段設けませ  
ん。

### <センター登録>

- ⑪ 受講者がセンター登録を希望する場合は、各団体窓口（代表）が消費者庁へ依頼※
- ⑫ 消費者庁は、登録手続きを実施の上、受講者の証書を、受講団体窓口宛てへ郵送（各受講  
者へは、団体を介して受け渡し）
- ⑬ 消費者庁は団体が所在する地方公共団体（都道府県、及び指定都市又は市区町村）に対して、  
上記⑪のセンター登録状況を共有

※登録依頼書は別途案内

## **(参考) 食品ロス削減推進センター制度に関する詳細**

以下ウェブサイトを御確認ください。

### **○消費者庁食品ロス削減特設サイト**

食品ロス削減推進センター向けページ

<https://www.no-foodloss.caa.go.jp/supporter/>